

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取市会計規則（昭和39年鳥取市規則第5号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

なお、本業務は鳥取市下水道等事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、林業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理事業）を対象にウォーターPPPの一体的な導入可能性調査を実施するものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取市下水道等におけるウォーターPPP導入可能性調査業務 一式

(2) 業務の仕様

別添鳥取市下水道等におけるウォーターPPP導入可能性調査業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務の期間

本契約の締結日の翌日から令和8年3月20日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和5年鳥取市告示第593号（製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有する者又は令和7年7月1日までに有する見込みのある者であるとともに、その資格区分が別表に定める「役務」の「各種調査委託」に登録されている者であること。なお、競争入札参加資格者名簿への登録を希望する場合には、令和7年6月10日までに必要書類を作成し、鳥取市総務部検査契約課に提出すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取市指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 他の入札参加者との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。

（ア）資本関係 次のいずれかに該当する関係。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が、

会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係 次のいずれかに該当する関係

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 (ア) 又は (イ) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

カ 本件調達の商品日から過去5年以内に、元請として国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る、以下の(ア)及び(イ)の業務にかかる契約を履行した実績、又は(ウ)の業務にかかる契約を履行した実績を有していること。

(ア) PPP/PFI事業に係る導入可能性調査又はアドバイザリー業務

(イ) 上水道、下水道又は工業用水道等の事業計画等の策定業務

(ウ) 上水道、下水道又は工業用水道等にかかるPPP/PFI事業の導入可能性調査又はアドバイザリー業務

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のアからオまでの全てに該当すること。

イ (1)のカの実績を有する者を構成員のうちに含むこと。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- | | |
|--------------|---------------------------|
| ・目的 | ・名称 |
| ・事業所の所在地 | ・成立の時期及び解散の時期 |
| ・構成員の住所及び名称 | ・代表者の名称 |
| ・代表者の権限 | ・構成員の出資の割合 |
| ・運営委員会 | ・構成員の責任 |
| ・取引金融機関 | ・決算 |
| ・利益金の配当の割合 | ・欠損金の負担の割合 |
| ・権利義務の譲渡の制限 | ・業務途中における構成員の脱退に対する措置 |
| ・構成員の除名 | ・業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置 |
| ・解散後の契約不適合責任 | ・解散後の著作権 |
| ・その他必要な事項 | |

鳥取市下水道部下水道企画課下水道管理室

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0902 鳥取市秋里903番地（鳥取市役所下水道部庁舎2階）

鳥取市下水道部下水道企画課下水道管理室

電話 0857-30-8386

電子メール ges-kanri@city.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

鳥取市総務部検査契約課

電話 0857-30-8122

(3) 入札説明書等及び参加資格資料等作成要領の交付方法

令和7年5月23日（金）から令和7年6月17日（火）までの間に鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp>）に掲載するので入手すること。また、希望者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年5月23日（金）から令和7年6月17日（火）までの日（日曜日、土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(4) 入札方法

この入札は、次に掲げるところにより郵便による入札により行うものとする。

ア 宛先 〒680-0902 鳥取市秋里903番地

鳥取市下水道部下水道企画課下水道管理室行

イ 郵送方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによる。

ウ 郵送開始日 令和7年6月24日（火）

エ 到着期限 令和7年7月4日（金） 午後5時（必着）まで

(5) 入札（開札）の日時及び場所

ア 日時

令和7年7月7日（月） 午後1時30分

イ 場所

鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階 会議室4-2

ウ 立ち合い

入札参加者が希望する場合、開札への立ち合いが可能

(6) 入札結果の公表

入札結果については、令和7年7月8日（火） 午前10時までに鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp>）にて閲覧に供する。

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより4の（1）の場所に令和7年6月26日（木）正午までに提出することとし、原則として窓口、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

（1）の質問については、令和7年6月27日（金）午後3時までに鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp>）によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、7の事前提出物を参加資格資料等作成要領に基づき作成し、持参又は郵便により、4の（1）の場所に令和7年6月20日（金）正午までに提出（郵便の場合も必着）しなければならない。

(2) 入札参加希望者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成と提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

(5) 業務内容に関する説明会は行わない。

(6) 提出された事前提出物は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。ただし、本件契約の終了後において、透明性を確保するため公表することがある。

7 事前提出物（参加資格資料）

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各2部とする。

(1) 入札参加資格確認書（単独企業は様式第1-1号、共同企業体は様式第1-2号）

(2) 2の（1）のカ（共同企業体の場合は2の（2）のイ）を証する書類（契約書の写し等）

(3) 共同企業体協定書の写し（別紙参考様式を参照）（共同企業体に限る。）

8 資格審査について

(1) 7により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年6月23日（月）までに電子メールにより通知する。

(2) （1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取市長に対し、入札参加資格がないとした理由に関する質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより4の（1）の場所に令和7年6月26日（木）正午までに提出することにより説明を求めることができる。

(3) （2）により説明を求められた場合、鳥取市長は、説明を求めた者に対して令和7年6月27日（金）までに書面により回答する。

9 入札条件

(1) 入札書（様式第3号）の宛名は「鳥取市長 深澤 義彦」とすること。

(2) 入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、併せて、課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

- (3) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に指定する日時及び場所において再度入札に付するものとする。
- (5) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (6) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (7) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (8) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号。以下「契約規則」という。）第31条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、契約規則第32条の規定の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札参加資格確認書（様式第1-1号又は様式第1-2号）を提出していない者のした入札
- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (4) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (5) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (6) 政令、会計規則、本件公告及び仕様書又はこの入札説明書に違反した入札
- (7) 記名のない入札書による入札
- (8) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (9) 入札書の金額、氏名その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (10) その他入札執行者が無効と認めた入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、契約規則第24条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、最低価格をもって有効な入札を行った者が2者以上いるときは、別に指定する日時及び場所においてくじにより決定するものとし、追って通知する。

13 契約書作成の要否 要

14 手続における交渉の有無 無

15 その他

(1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

(2) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第4号)を、4の(1)の場所に提出すること。

(3) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(4) 本件入札の参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合、契約を解除する場合がある。その場合、市は損害賠償の責を負わない。

(5) 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(6) 再委託の禁止

- ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - (ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合
 - (イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合
- ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。